

平成 28 年 第 1 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

(追 加 分)

○ 説 明 順

1 議 案 第 57 号 ~ 議 案 第 59 号 (降 壇)

平 成 28 年 3 月 23 日 提 出

伊 佐 市 長

追加提案いたしました議案第57号から議案第59号までの提案理由を説明申し上げます。

まず議案第57号『平成27年度伊佐市一般会計補正予算（第10号）』について説明申し上げます。

今回の補正は、地方創生加速化交付金に係る伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に伴う追加の措置を行ったものであります。

補正の内容について、歳出から説明申し上げます。

総務費において、交流人口の増加から定住人口を増やす人の流れづくりの推進を図るため、さつま町と共同で行う観光地づくりを担う法人を設立するための検討協議会に対する助成経費及びその設立された法人が実施する川内川流域の観光地基礎調査等に対する助成経費を措置しております。

また、伊佐市独自の取り組みとして、屋台村開催によるまちの活性化を図るため、（仮称）屋台村検討実施協議会に対する助成経費を措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,218万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億2,749万6千円とするものであります。

また、今回計上しました地方創生加速化交付金に係る地方創生事業は、年度内に支出を終わらないこととなるため、明許繰越しによる繰越しの措置を講じております。

次に、議案第58号『伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例による損害補償の給付に併せ、他の法律による給付が受けられる場合の併給調整率に、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号『伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、市町村が条例で定める際に従うべきとされている基準について、所要の改正を行うものであります。

以上、議案3件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —